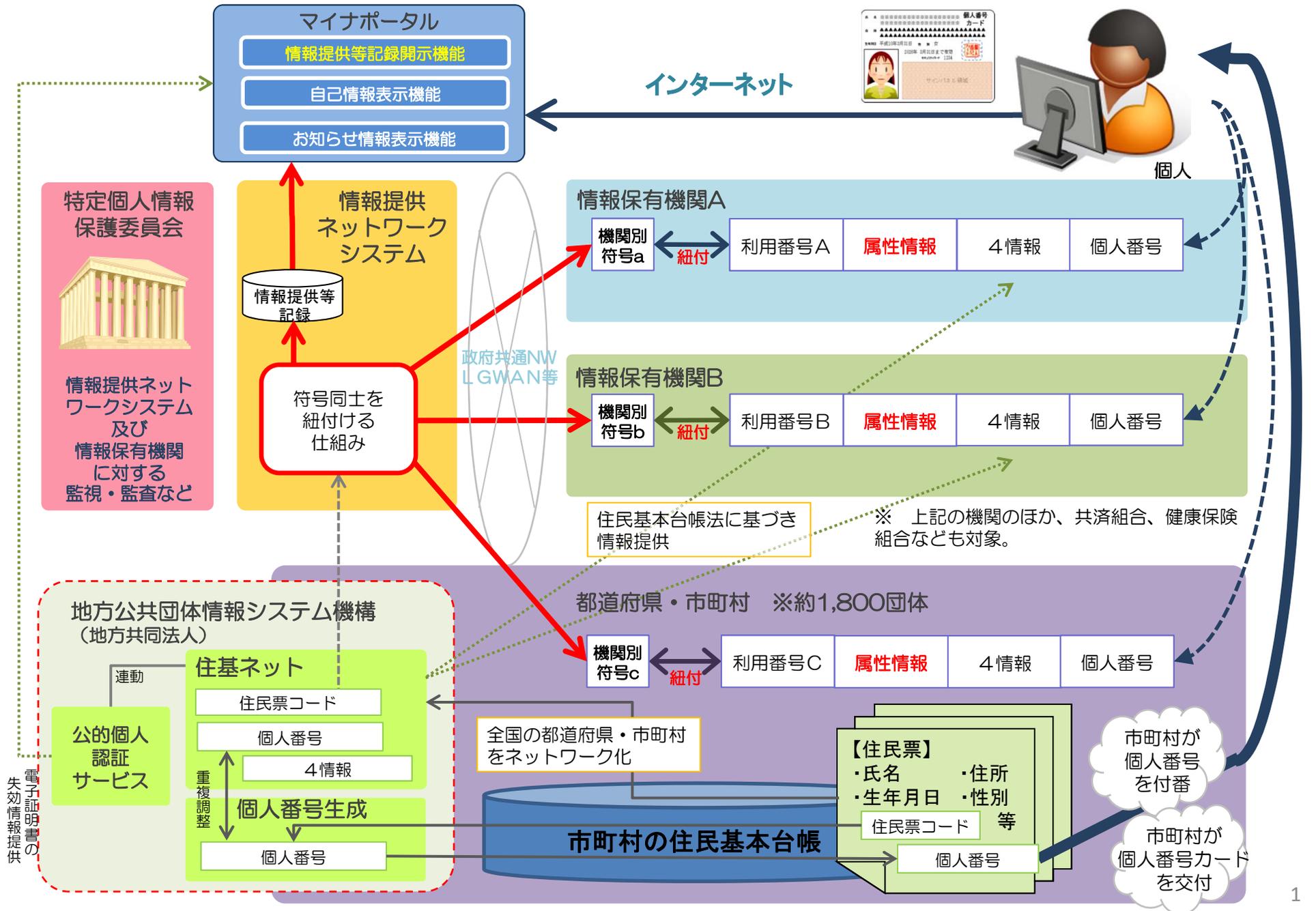


自治体中間サーバーの整備等の状況について



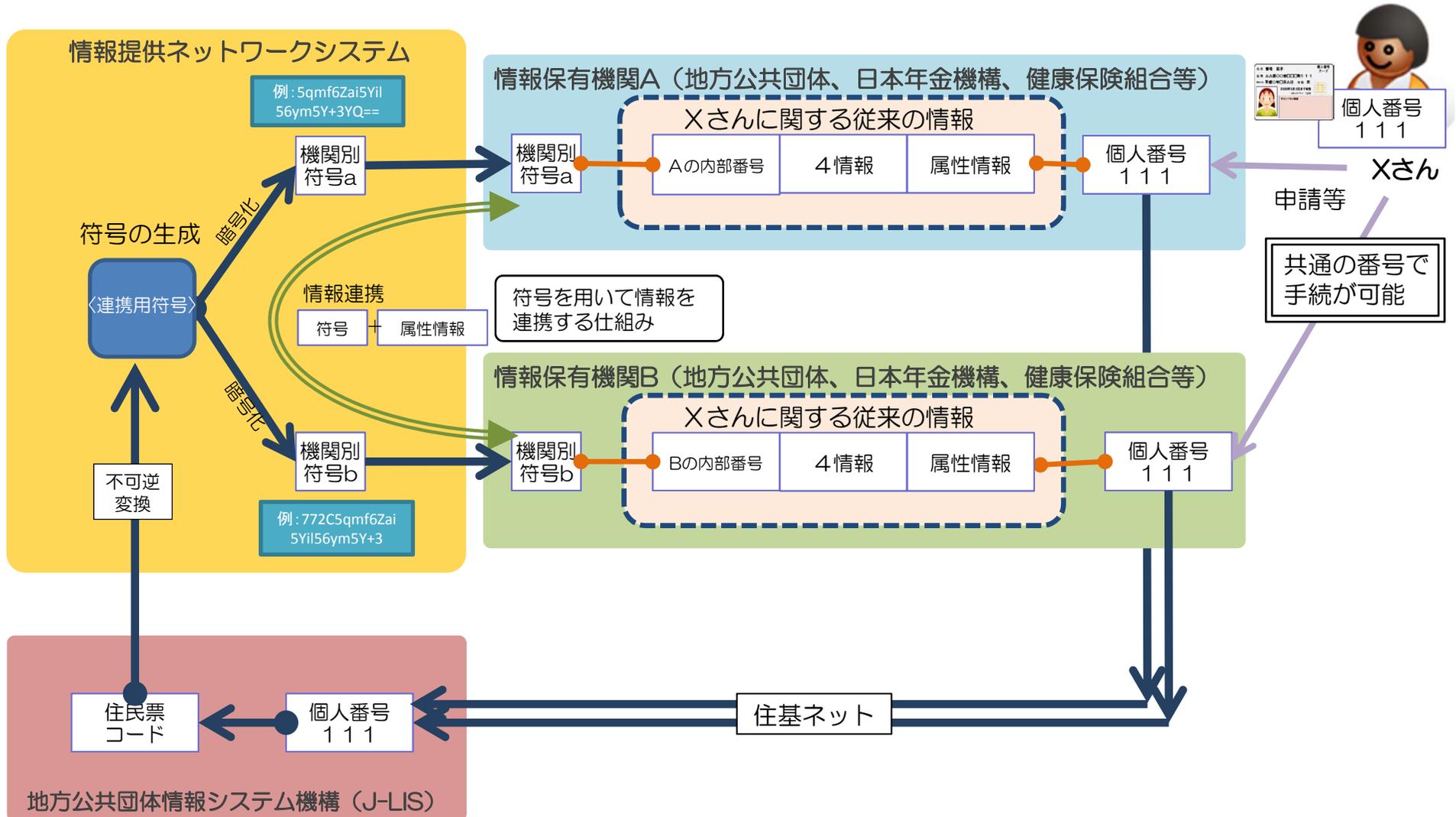
総務省大臣官房企画課個人番号企画室

社会保障・税番号制度における情報連携の全体像



符号生成・情報連携イメージ

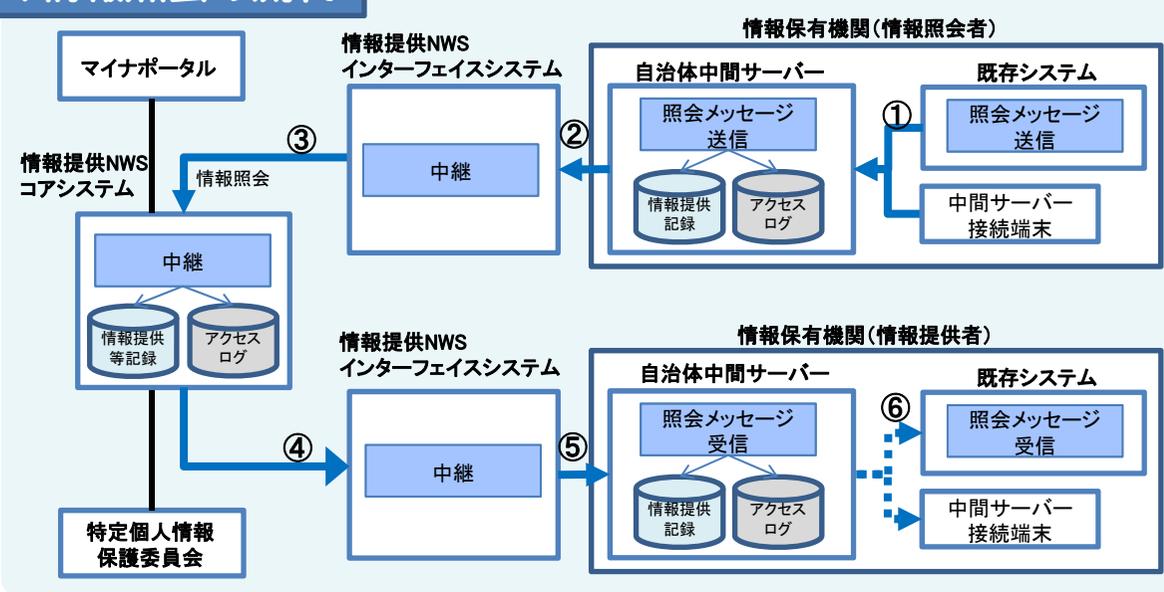
- 社会保障・税番号制度の情報連携は、①個人番号を直接用いず、各機関ごとに振り出された符号を利用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する、②情報連携の対象となる個人情報、各利用機関の既存システムから中間サーバーに収載し、照会に対し提供する、安全で効率的な仕組み



- 1.符号生成:各情報保有機関は情報連携のため、符号を取得(情報提供ネットワークシステムが符号を生成)(一)
- 2.情報連携:各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムを通じて符号により情報連携(=)

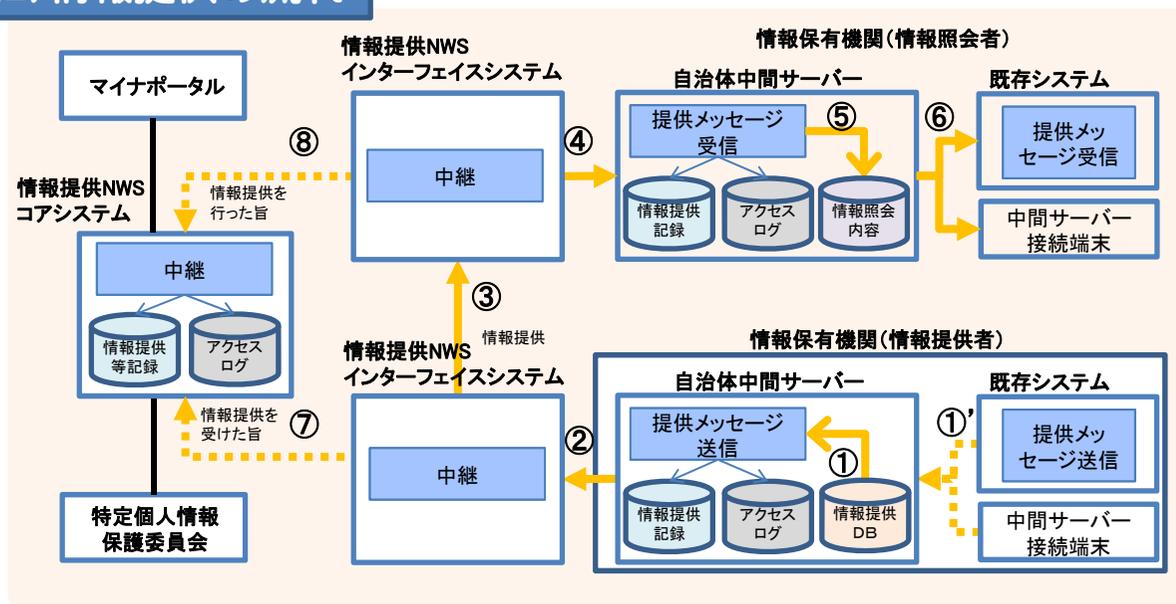
情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の流れ(概要)

(1) 情報照会の流れ



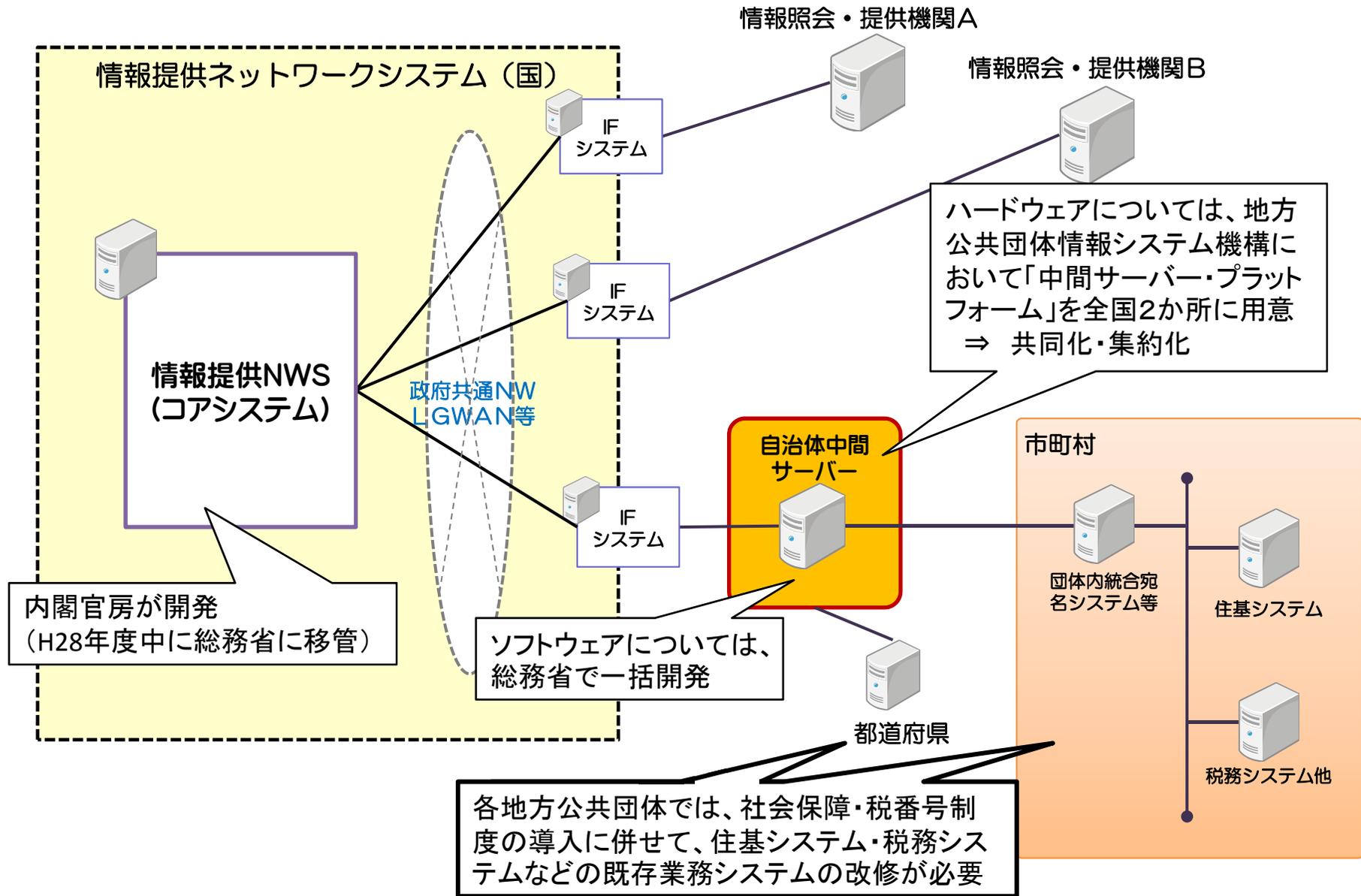
- ① 情報照会者は既存システム等から照会メッセージ(団体内統合宛名番号で照会)を自治体中間サーバーに送信
- ② 自治体中間サーバーにおいて団体内統合宛名番号から機関別符号に変換し、インターフェイスシステムを通じて情報照会を実施
- ③④ 情報提供ネットワークシステムで機関別符号を変換し、情報提供者に照会メッセージを送信

(2) 情報提供の流れ

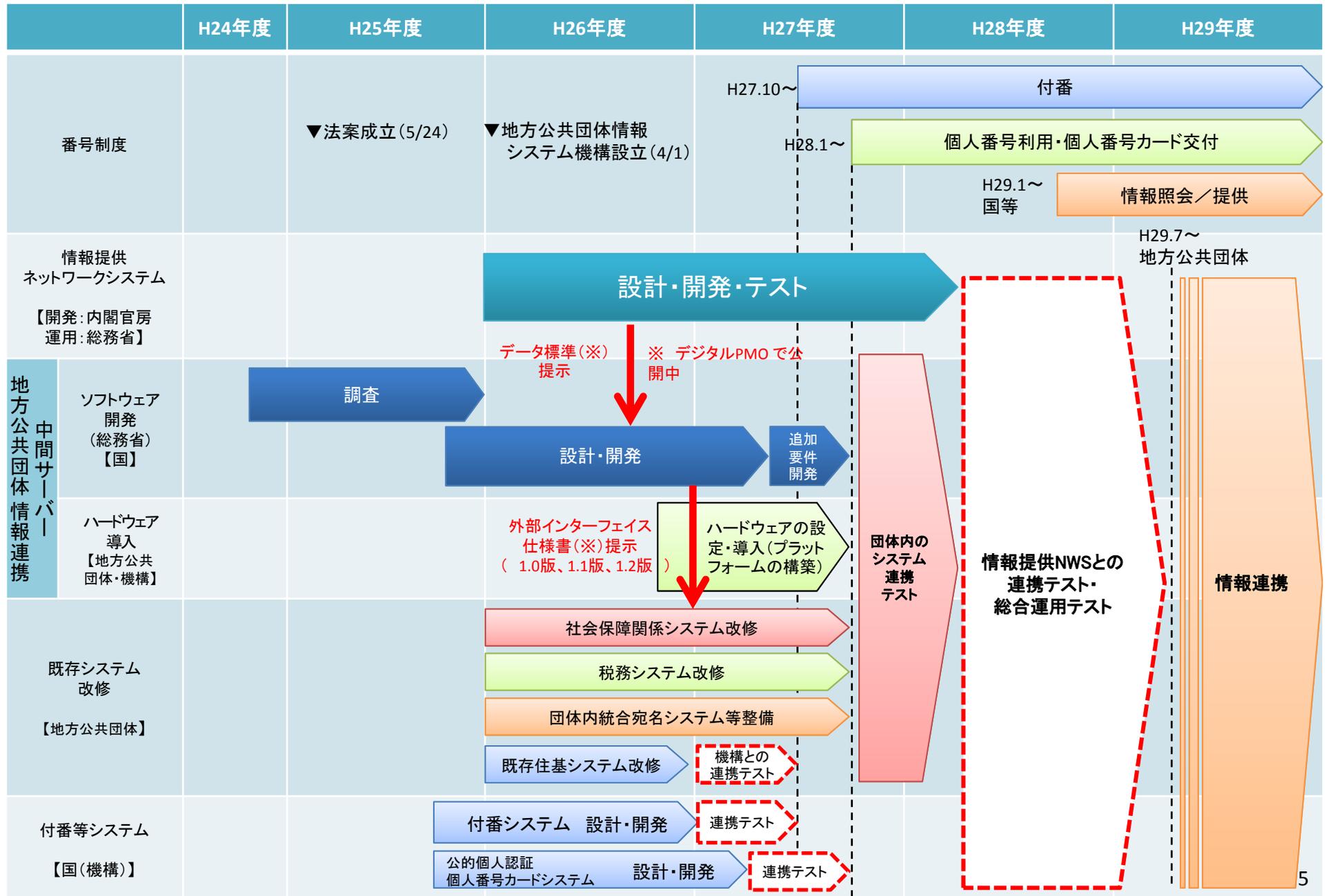


- ① 情報提供者は、(1)の処理により受け付けた照会メッセージについて、自治体中間サーバーの情報提供DBから提供メッセージを作成(自動応答を基本)
- ③ 情報提供者は、情報提供者のインターフェイスシステムを通じて、情報照会者のインターフェイスシステムに提供メッセージを暗号化し送信
- ⑤ 情報照会者は、自治体中間サーバーで提供メッセージを受信

社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体のシステム整備



社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



自治体中間サーバーの整備

- 社会保障・税番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる自治体中間サーバーについては、クラウドの積極的活用等により、共同化・集約化を推進して整備。

①ソフトウェア：国による一括開発

- ◆ 自治体中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであることから、国（総務省）において一括開発（平成25年度後半～）
 - ※ ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施
- ⇒ 地方公共団体情報システム機構が用意する自治体中間サーバー・プラットフォームを通じて地方公共団体に提供予定

②ハードウェア：クラウドによる共同化・集約化

- ◆ 自治体中間サーバーのハードウェアについて、クラウドを積極的に活用して共同化を図ることとし、地方公共団体情報システム機構において、その拠点を全国2か所に用意（「自治体中間サーバー・プラットフォーム」）（平成26年度後半～）
- ⇒ 地方公共団体情報システム機構は、このプラットフォームの機能をLGWAN-ASPを活用して各都道府県・市区町村に提供（共同化・集約化）

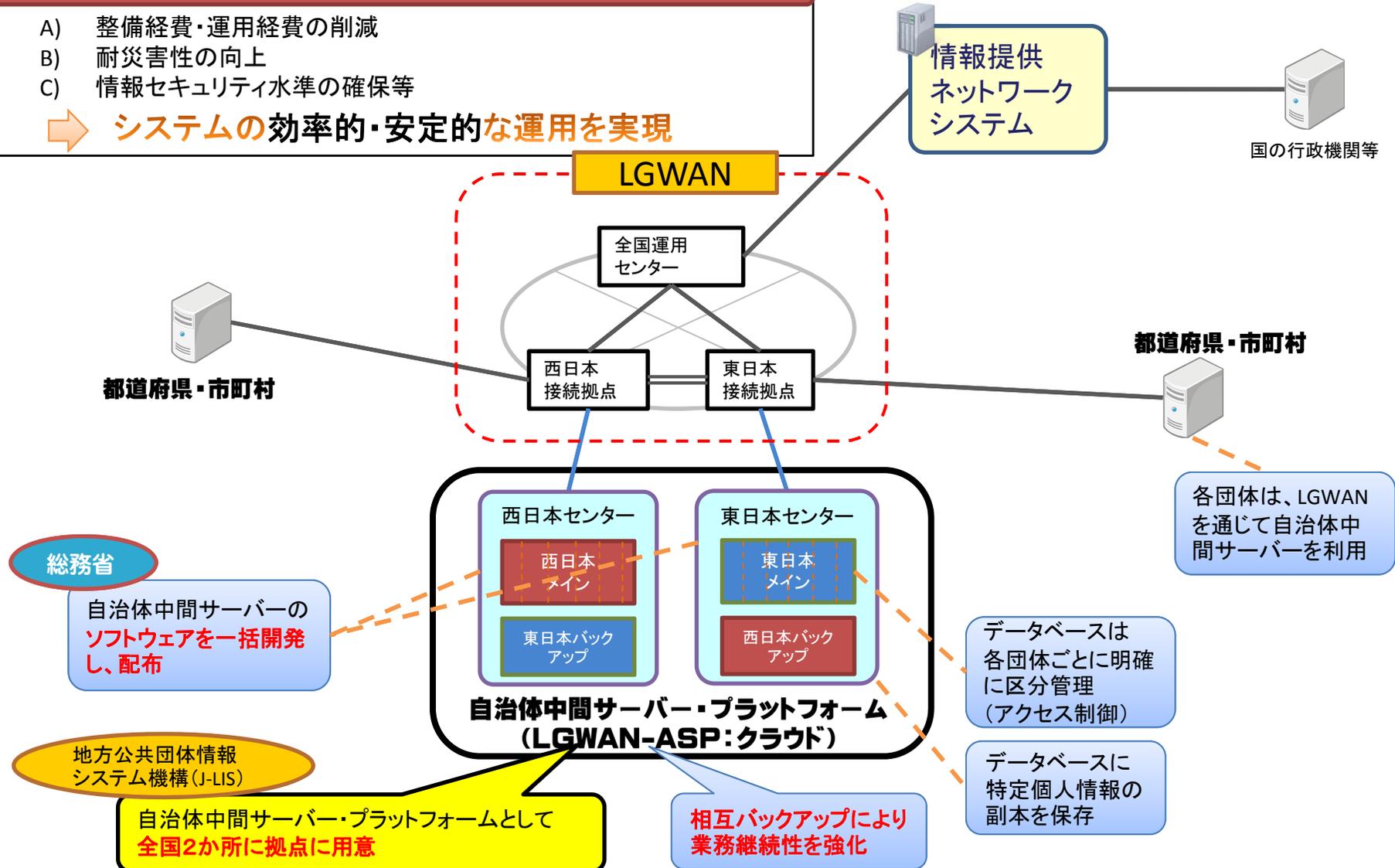
自治体中間サーバー・プラットフォームの整備

- ◆ 自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において、設計・開発を実施
- ◆ 関係する情報提供は、今後、J-LISから行われる予定

全国2か所の自治体中間サーバー・プラットフォームに集約整備

- A) 整備経費・運用経費の削減
- B) 耐災害性の向上
- C) 情報セキュリティ水準の確保等

⇒ システムの効率的・安定的な運用を実現



自治体中間サーバー・ソフトウェアの整備等の状況

自治体中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発の状況

- ◆ 自治体中間サーバー・ソフトウェアについては、平成26年1月から総務省において一括開発を実施
- ◆ 現在、7月末の完成を予定しているが、その後、内閣官房で開発する情報提供ネットワークシステム等の外部インターフェイス仕様書等についての差分を反映させ、12月以降、自治体中間サーバー・プラットフォームを通じて各地方公共団体に提供予定

既存システムの改修等に係る情報の提供

- ◆ 総務省からは、各地方公共団体において既存システムの改修等に必要となる、自治体中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発に係る情報について、適時、提供している。
(デジタルPMOにおいて資料掲載)
《主な情報提供の状況》
 - システム方式設計書 1.2版 (平成27年2月提供)
 - 外部インターフェイス仕様書 1.1版 (平成27年3月提供)

⇒各地方公共団体においては、上記資料及び内閣官房から提供されている「データ標準レイアウト(事務手続対応版)」を参照しながら、平成28年7月から開始予定の情報提供ネットワークシステムの総合運用テストに向けて、既存システムの改修等を進めることが必要

⇒また、既存システムの改修等に資する「自治体中間サーバー接続試験ツール」を7月下旬目途に提供予定であり、自治体中間サーバーと接続するまでに当該ツールを活用して既存システムの改修等に係るテストを実施することが必要

自治体中間サーバー・ソフトウェアに係る情報提供スケジュールの状況①

- 地方公共団体の既存システムの改修等に必要となる、自治体中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発についての情報の提供状況及び今後の提供予定は以下のとおり。
- 各地方公共団体は、提供済みのドキュメントを適宜ダウンロードし、既存システムの改修等の作業を進めていただきたい。
※ 提供資料については、既存システムの改修等を実施する事業者と適切に共有しつつ、作業を推進することが重要

(資料掲載場所)

デジタルPMO <https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/login/>

平成27年4月23日現在

提供資料	概要	提供時期
システム方式設計書	システム化方針及びシステム方式、非機能要件などを記載した文書	
0.1版	符号管理業務を中心とした業務フロー等を提供	H26.5.30[済]
1.0版	全業務機能についての業務シナリオ、業務フロー等を提供	H26.8.8[済]
1.1版	情報提供NWSの外部インターフェイス仕様書3.0版を反映したもの	H26.11.28[済]
1.2版	情報提供NWSの外部インターフェイス仕様書4.0版、テスト全体方針書等を反映したもの	H27.2.27[済]
1.3版	自治体中間サーバー・ソフトウェアの外部インターフェイス仕様書1.2版の改定に伴う差分修正	H27.5下旬
ソフトウェア基本設計書	ソフトウェア基本方式、画面・帳票設計、データベース設計などを記載した文書	—
ソフトウェア詳細設計書	データフロー定義、ジョブ設計、データベース設計、環境設定などを記載した文書	—
ソフトウェア画面等設計書	管理端末、接続端末の画面等のユーザーインターフェイスのイメージを記載した文書	H27.3.30[済]
ソフトウェア・プログラム	ソフトウェア・プログラム一式、当該プログラムのソースコード及び標準規約などを記載した文書(「自治体中間サーバー・プラットフォーム」において実装)	—
自治体中間サーバー接続試験ツール	地方公共団体において既存システムの開発(改修)を行い、既存システムの自治体中間サーバー連携機能をテストするためのプログラム	H27.7下旬予定

自治体中間サーバー・ソフトウェアに係る情報提供スケジュールの状況②

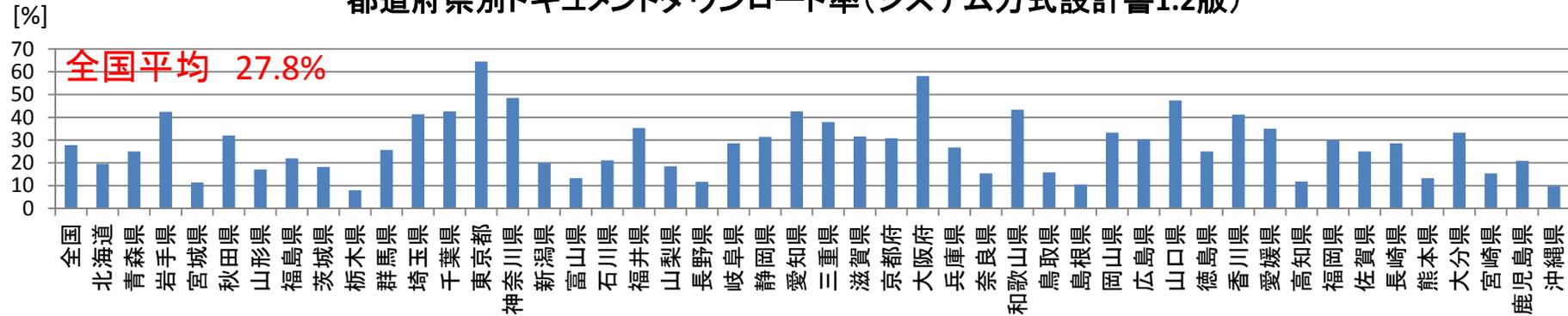
提供資料	概要	提供時期
地方公共団体の対応例	地方公共団体における既存システムの改修に必要となる情報(対応例)を記載した文書	
	0.5版	符号管理業務に関する既存システムの機能追加等の例、中間サーバーの利用環境の例
	1.0版	全業務に関する既存システムの機能追加等の例、異常時の対応例等
外部インターフェイス仕様書	既存システムとの連携に係るインターフェイスについて記載した文書	
	0.5版	符号管理業務等に係るもの
	0.6版	全業務機能に係るもので、個別の手続・情報に依らない共通的なインターフェイスに係るもの(情報連携関係を含む。)
	1.0版	0.6版以降に公開された「情報提供ネットワークシステム 外部インターフェイス仕様書」等を踏まえたインターフェイスの追加等。また、地方公共団体に係る24特定個人情報・252事務手続に係るインターフェイスを提供
	1.1版	1.0版の情報・事務手続に加え、「データ標準レイアウト(事務手続対応版)(平成27年2月版)」に示された地方公共団体に係る全特定個人情報・事務手続に係るインターフェイスを提供
	1.2版	拡張機能として、副本登録を補助する機能(副本データの一部を指定し、部分的な登録・更新を可能とする機能)・4月公開予定のデータ標準の更新等に係るインターフェイスを提供 ※ 副本登録を補助する機能に係る部分及び公開日に係る部分の更新については1.11版として先行して提示予定

(※) 今後、データ標準レイアウトの修正・追加等があった場合には、適宜、外部インターフェイス仕様書等を改定して提供する予定

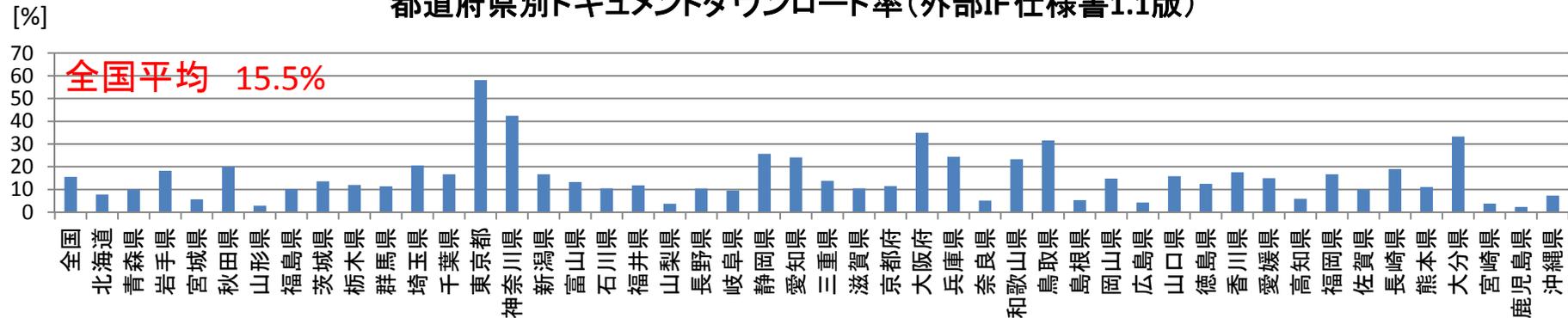
(参考)自治体中間サーバー・ソフトウェアに係るドキュメントのダウンロード率

平成27年4月14日現在

都道府県別ドキュメントダウンロード率(システム方式設計書1.2版)



都道府県別ドキュメントダウンロード率(外部IF仕様書1.1版)



※ デジタルPMOの集計機能の出力結果によるもの

情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法等に関する技術的基準(案)

概要

- ◆ 情報提供ネットワークシステムを使用した円滑かつ安定的な情報連携、情報セキュリティを確保するため、情報提供用個人識別符号の取得及び特定個人情報の提供に係る情報提供ネットワークシステムを始めとする電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準について、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣が定めるもの

※根拠条文

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」第40～41条、第43～47条

※平成27年5～6月意見募集実施予定

※詳細な運用・接続ルール等については、情報提供ネットワークシステム運用規程等により定める予定

主な内容

- ◆ インターフェイスシステム等の運用等に係る体制・規程等の整備について
(例：責任体制、監視体制、緊急時体制等の整備 等)
- ◆ インターフェイスシステム等の管理等に係る環境の整備について
(例：建物等への進入の防止、火災等の防止、入退室等の管理 等)
- ◆ インターフェイスシステム等とその他の情報システム（中間サーバー等）を接続する場合の条件について
(例：行政専用の閉域網の利用、情報提供用個人識別符号の適切な管理 等)
- ◆ 情報照会者における情報照会を行った職員の識別について
- ◆ 特定個人情報の提供を管理するために総務大臣が発行する番号（処理通番号）の保存について